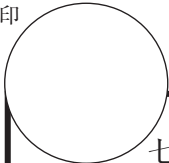


記入例 就職

●年度の途中に特別徴収へ切替える場合

受付印



給与支払報告書 にかかると給与所得者異動届出書
特別徴収

特別徴収義務者 指定番号	123456789
個人番号又は 法人番号	2345678901234
連絡先	係 氏名 電話
	給与係 税務花子 0767(53)8412

七尾市長あて 令和 年 月 日提出	所在地 七尾市〇〇町△△番地	氏名 (名称) 〇〇〇株式会社 七尾支店	特別徴収税額 (年税額) 円 6月分 42,300	月割額 円 7月分以降	徴収済額 円 月分 14,300	未徴収税額 (ア)-(イ) 円 28,000	異動年月日 3・10・3	異動の 事由 1.退職 2.転勤 3.休職 4.死亡 ⑤就職 6.その他	異動後の 徴収方法 1.特別徴収継続 2.一括徴収 (事業所で残額を まとめて徴収) 3.普通徴収 (個人納付へ切替) ④10月分 から 特別徴収	退職時までの 給与支払額 円 控除社会 保険料 円
宛名番号	個人番号 876543210123	フリガナ ナナオ イチロウ	氏名 七尾 一郎	住所 (1月1日現在の住所…必ず記入願います) 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	新住所 (給与の支払いを受けなくなった後の住所) 同上					

赤枠内を記入
してください。

2 1 新勤務先で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先の名称及び所在地、連絡先等を記入してください。
※印の欄は七尾市で記載するため、届出者において記載する必要がありません。

◎ 給与所得者が新しい勤務先(特別徴収義務者)において「特別徴収の継続」を希望される場合

右記新特別徴収義務者へは	新特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地	特別徴収義務者 指定番号
月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分		フリガナ 氏名 (名称)	連絡先 担当者
から徴収するよう連絡済です。		個人番号又は 法人番号	電話 ()

◎ 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合

異動日が12月31日までの場合	異動者印	徴収予定日	一括徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分 で納入します。 (月 日 納期限分)
一括徴収の申出日		月 日	円	
令和 年 月 日				

退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収することが義務付けられています。

※七尾市 記入欄	退職	転勤	休職	死亡	就職	一括	その他
	決定	決定	決定	決定	決定	決定	決定
	開始	開始	開始	開始	開始	開始	開始
年度							
年度							